

顔遊秦『漢書決疑』佚文と顔師古『漢書注』との比較検討

王 鑑義¹

(大樹 敦弘²・遠藤 隆俊³)

(¹安徽大学歴史系・²高知大学人文学部・³高知大学教育学部)

A Comparative Study on Yan Youqin's "Han Shu Jue Yi" and Yan Shigu's "Han Shu Zhu"

Wang Xinyi¹,

Okushi Atsuhiro², Endo Takatoshi³

¹ Faculty of History, Anhui University;

² Faculty of Humanities and Economics, Kochi University;

³ Faculty of Education, Kochi University

Abstract

Yan Shigu's "Han Shu Zhu" is one of the most excellent annotated edition of "Han Shu", the History of Han dynasty, in ancient China. Though he referred to the Yan Youqin's "Han Shu Jue Yi", but he made no mention of Youqin's annotation in his annotated edition. In this paper I compare Shigu's "Han Shu Zhu" with the sentences of Youqin's "Han Shu Jue Yi", to make it clear how Shigu referred to Youqin's annotation.

キーワード：顔遊秦『漢書決疑』、顔師古『漢書注』

keywords : Yan Youqin, "Han Shu Jue Yi", Yan Shigu, "Han Shu Zhu"

本論文は寄稿論文です。従って、論文のスタイル・内容はチェックしておりません。

顏師古『漢書注』はわが国（中国）古代における史書の注釈の傑作であり、後人はこれを「班孟堅（班固）の忠臣」⁽¹⁾と称している。それは漢魏以来の諸家の注釈の基礎の上に、さらにみずから見解をも加えて撰したものであるが、これに先行して、顏師古の叔父である顏遊秦（大顏）も『漢書決疑』を撰していた。師古の『漢書注』も、また遊秦の『決疑』を参照しており、『舊唐書』顏師古伝には「師古叔父遊秦……撰『漢書決疑』十二卷、爲學者所稱、後師古注『漢書』、亦多取其義耳。」（『新唐書』顏傳もおおむね同じ）としている。

しかしながら、師古の『漢書注』敘例に列舉するところの、かれが参考とした二十三家舊注には遊秦の『決疑』はまったくふれられておらず、書中でもまた言及されていない。清代の学者はこの学術上の不道徳的な行為に対して異口同音に厳しい非難を加えてきた。たとえば錢大昕は「遊秦爲師古叔父、故稱大顏以別之。史稱師古注『漢書』、多資取其義、而『敘例』及注、初不見遊秦之名、蓋師古竊寫諸父撰述、攘爲己有、較之郭象注『莊』、罪又甚焉。」⁽²⁾とし、王鳴盛は「攘叔父之善、而沒其名、殆亦其一蔽乎。」⁽³⁾とし、王先謙も「遊秦行輩・文學、歸然在前、盜實遺名、有慚德矣。」とする⁽⁴⁾。しかしながら、今にいたるまで、学者はいまだかつて『決疑』佚文と『漢書注』とに対して全面的な比較検討を行ってはおらず、王先謙の『漢書補注』にしても、比較しているのはわずかに五条のみである。それゆえ、この二つの「顏注」に対して全面的な比較検討を行ってみることがきわめて必要となってくる。

なお、『補注』での比較においては、本文はみな引用を加えている。あるものは論證中に、またあるものは論證の後にそれを明示してあり、参考にすることができる。私見では、遊秦の『決疑』はもう長いあいだ散逸しており、それを載録しているのは、わずかに小司馬（司馬貞）『史記索隱』のみにすぎない。程金造氏の『史記索隱引書考實』では、宋黃善夫『史記』三家注合刻本影本によって武帝以前における漢代部分の遊秦注逸文十六条を輯出している⁽⁵⁾。筆者は中華書局点校本から十九条（其中の一条は張守節『正義』に混入、詳細は後述）を輯出したが、そのうちの十六条は程氏の輯出分と対応している。筆者と程氏が依拠した版本は異なってはいるが、互いに対応する条文はほとんどが同じであり、文字がやや異なるもののどちらの意味でも通じる場合の本文はみな中華本に依拠し、程氏の輯出分があきらかに中華本よりもすぐれている場合にはそれに依拠し、それぞれに即して説明を加えることとする。

筆者は浅陋をかえりみず、以上の原則にのっとり、あるいは先学の説を参考し、あるいは私見を述べつつ、遊秦の『決疑』逸文と師古の『漢書注』に対して、できるだけ全面的に比較検討を行い、それによって師古注が遊秦『決疑』を参照している状況について見てゆくこととしたい。

一、師古が完全に遊秦の義注を踏襲している事例

本章では、師古注が完全に遊秦のそれと同じ場合だけではなく、字句が多少異なってはいても、挙証もしくは議論に独自性がないものについても、あわせて取りあげている。

1. 陳涉挙兵の時期について

『史記』陳涉世家には、「臘月、陳王之汝陰、還至下城父、其禦莊賈殺之以降秦。」とあり、これについて『索隱』には「顏遊秦云」として「按『史記』表、『二世二年十月、誅葛嬰。十一月、周文死。十二月、陳涉死』是也。」とする。

『漢書』陳勝伝では『史記』のこの文をそのまま踏襲しており、師古注では「『史記』云胡亥二年十月誅葛嬰、十一月周文死、十二月陳涉死。」とする。『史記』陳涉世家を見てみると、陳涉起義の

開始時期を「二世元年七月」と記す以外は、いずれも年月を記録することなく、一氣呵成に陳涉起義の経緯を記述する。『漢書』陳勝伝は基本的に『世家』の文を丸写ししており、時間の記載方式もまたまったく『史記』と同じである。「誅葛嬰」、「周文死」、「陳涉死」の三つの大事件は陳勝伝の異なる段落に分散しているが、史注の常例に照らせば、それぞれ別々に注を施すべきところである。ところが遊秦の『決疑』では、『史記』秦楚之際月表所載の以上三件の年月をまとめて陳涉の死去した月の条に注をつけており、しかも師古もまたこのように注を施している。これは完全に遊秦の体裁を踏襲したものである。

2. 「吾不用也」

『史記』絳侯周勃世家附子條侯亞夫伝に「吏簿責條侯、條侯不對。景帝罵之曰『吾不用也。』」とあり、これについて『集解』の孟康に「不用汝對、欲殺之也。」、如淳に「恐獄吏畏其復用事、不敢折辱。」とあり、『索隱』には「孟康、如淳已備兩解、大顔以孟說爲得。」とする。

『史記』、『漢書』双方の周亞夫伝を見てみると、亞夫が相を免じられた後、景帝はかつて亞夫を召して食を賜うが、しかしまだ「箸をおかず」、「亞夫は因りて趨り出で」、景帝はその後ろ姿を望んで言うには「此の快快たる者、少主の臣にあらざる也」と言う。のちに亞夫はその子が縣官の葬器を買ったことで、「召されて廷尉に詣る」こととなり、「五日食せざるによりて、血を嘔きて死」んだのであった。これによるならば、孟康が景帝の「吾不用也」を解釈して「不用汝對、欲殺之也」としたのは、すこぶるその実を得たものであることがわかる。遊秦が孟解を採用したのはまったくもって正しい。『漢書』周亞夫伝では『史記』のこの文をそのまま踏襲している。師古注孟康・如淳兩家の注釈を引用した後に「孟說是也。」としているが、これも遊秦の説を踏襲したものであるといえよう。

3. 「上雍」

『史記』李將軍列伝付子敢伝に「居無何、(李)敢從上雍、至甘泉宮獵。」とあり、これについて『索隱』には「大顔云」として「雍地形高、故云上。」という。

『漢書』李廣伝付子敢伝では、『史記』のこの文を踏襲しており、師古注では「雍之所在、地形積高、故云上也。」としている。明らかに、師古のこの注もまた完全に遊秦の説を踏襲している。もつとも、遊秦のこの注にもなお議論の余地がある。先謙『補注』に引く周壽昌に「從上雍、言從上於雍也……若謂地形高爲上、則所云敢從者爲從誰哉。時武帝連歲幸雍、故敢從之。『本紀』亦祇云幸雍、不稱上雍也。」とあり、筆者としてはこの解釈の方がすぐれていると思われる所以である。それゆえ、師古のこの注で遊秦の説を踏襲しているのは、「盲從の弊」⁽⁶⁾であるといえる。

4. 「剽姚」

『史記』衛將軍驃騎列伝に「(霍去病)善騎射、再從大將軍、受詔與壯士、爲剽姚校尉。」とあり、これについて『索隱』には「大顔案」として「荀悅『漢紀』作‘票鶴’。票鶴、勁疾之貌也。上音頻妙反、下音弋召反。」とする。

『漢書』霍去病伝では、『史記』のこの文を踏襲しており、師古注では「票(剽)音頻妙反、姚音羊召反。票(剽)姚、勁疾之貌也。荀悅『漢紀』作‘票鶴’字。去病後爲票騎將軍、尚取票姚之字耳。」としている。遊秦は『漢紀』を引いて「剽姚」とは即ち「票鶴」のことであることを論証し、

「勁疾之貌」であると説明しているが、師古注はまったくそれと同じである。師古が「票」の音について「頻妙反」と注をついているのも、また遊秦と同じ。ただ「姚」の音の説明はやや異なり、遊秦は「弋召反」、師古は「羊召反」としているが、この反切音はまた同じであり、師古のこの注もまた全く遊秦の説を踏襲したものであると見ることができる。

5. 「鴟夷子皮」

『史記』貨殖列伝に「(范蠡) 乃乘扁舟浮於江湖、變名易姓、適齊爲鴟夷子皮、之陶爲朱公。」とあり、これについて『索隱』には「大顏曰」として「若盛酒者鴟夷也、用之則多所容納、不用則可卷而懷之、不忤於物也。」とする。

『漢書』貨殖伝では、『史記』のこの文を踏襲しており、師古注では「自號鴟夷者、言若盛酒之鴟夷、多所容受、而可卷懷、與時張弛也。鴟夷、皮之所爲、故曰子皮。」としている。師古のこの注もまた遊秦の説を踏襲しており、ただすこしその言葉を変えているだけである。先謙『補注』でもこの点を比較して「師古注、『索隱』引作大顏説、文小異。」としている⁽⁷⁾。

6. 「積毀銷骨」

『史記』鄒陽列伝に「昔者魯聽季孫之説而逐孔子、宋信子罕之計而囚墨翟。夫以孔・墨之辯、不能自免於讒諛、而二國以危。何則。衆口鑠金、積毀銷骨也。」とあり、これについて『索隱』には「大顏云」として「讒人積久譖毀、則父兄伯叔自相誅戮、骨肉爲之消滅也。」とする。

『漢書』鄒陽伝では、『史記』のこの文を踏襲しており、師古注では「美金見毀、衆共疑之、數被燒鍊、以至銷鑠。讒佞之人、肆其詐巧、離散骨肉、而不覺知。」としている。あきらかに師古のこの注もまた遊秦の説を踏襲しており、そのため先謙『補注』では、大顏注は「師古所本」としている。ただし先謙は二顔の注はいずれも正確ではないとして、前の「衆口鑠金」句と関連させて「金、骨皆以最堅者、言衆口積毀、雖金可鑠骨可銷也。不當如顏説。」と解釈する⁽⁸⁾。筆者としては二顔が「銷骨」と解釈するのは、(もともとはない)字を付け足して解釈するという難点があるのに対して、先謙の解釈は、「骨」を「骨肉」とは拡大解釈していない点、より文義に沿っていると考える。

7. 「樂卿」

『史記』平準書に「諸買武功爵……爵得至樂卿、以顯軍功。」とあり、これについて『集解』では、『漢書音義』の「十爵左庶長以上至十八爵爲大庶長也、名樂卿。樂卿者、朝位從九卿、加『樂』者、別正卿。又十九爵爲樂公、食公卿祿而無職也。」を引き、さらに『索隱』には「此言武功置爵惟得至於樂卿也……今注稱十爵至十八庶長爲樂卿、十九至二十爲樂公、乃以舊二十爵釈武功爵、蓋亦臆説、非也。大顏亦以爲然。」としている。

小司馬のこの注での論証のしかたは、まず先に解釈を提示して、しかるのちにその出所を明示するものである。すなわち、大顔は、『平準書』にあるのは「武功爵を買うのは、第八級の樂卿まで至ることができる」ということであるとしているのであり、『漢書音義』に舊二十等爵をもって武功爵を解釈するのは、誤りであるとしているのである。『漢書』食貨志下では、『史記』のこの文を踏襲しており、師古注では「樂卿者、武功爵第八等也。言買爵唯得至第八也。此文止論武功爵級、而作注者乃以舊二十等爵解之、失其本意、故刪而不取。」としている。師古注が『漢書音義』の説を否定する趣旨は、まったく遊秦とおなじである。

以上七条は、師古注がいずれも遊秦を踏襲したものであり、とくに独創的なところはない。そのうち、「上雍」、「積毀銷骨」の二条は遊秦注は誤りであるか不正確であり、師古もまたそれを踏襲しているのは「盲從」の弊である。

二、師古が基本的に遊秦の義注を踏襲している事例

「師古が基本的に遊秦の義注を踏襲している」とは、その主要部分あるいは核心部分で遊秦の解釈を取り入れ、さらにまた史例を補訂したり、解釈の上で多少の説明を加えたりするものを指す。師古注は増益するところは少ないものの、またそれとして論議している部分もある。本稿は師古注が遊秦の解釈を踏襲していることを論証しようとするものではあるが、師古の功績を無視するものでもない。

8. 「中大夫令勉」

『史記』孝文本紀〔後六年冬条〕に「以中大夫令勉爲車騎將軍。」とあり、これについて『集解』では、「徐廣曰衛尉改名也。駟案『漢書』百官表、景帝初、改衛尉爲中大夫令、非此年也。」とする。また『索隱』では「裴駟按『表』景帝改衛尉爲中大夫令、則中大夫令是官號、勉其名。後此官改爲光祿勳。虞世南以此稱中大夫令、是史家追書耳。顏遊秦以令是姓、勉是名、爲中大夫。據『風俗通』、令姓、令尹子文之後也。」とする。

『漢書』文帝紀では、『史記』のこの文を踏襲しており、師古注では「中大夫、官名、其人姓令名免（勉）耳。此諸將軍下至徐厲、皆書姓、而徐廣以爲中大夫令是官名、此說非也。據『百官表』、景帝初、改衛尉爲中大夫令、文帝時無此官。而中大夫是郎中令屬官、秩比二千石。」としている。以上の資料から、『史記集解』より虞世南にいたるまでいずれも中大夫令を官号、勉を名としていたのが、遊秦に至って始めて「令是姓、勉是名、爲中大夫」の説を打ち立てたことがわかるであろう。ゆえに楊樹達は「師古此説襲自大顏也。」としているのである⁽⁹⁾。ただ、師古もここではいささかの議論をしてはいて、「此諸將軍下至徐厲皆書姓」の史例をもって論証しているのがそれである。

9. 「楚 歌」

『史記』高祖本紀〔五年条〕に「項羽卒聞漢軍之楚歌、以爲漢盡得楚地、項羽乃敗而走、是以兵大敗。」とあり、これについて『索隱』には「應劭云、今『雞鳴歌』也。顏遊秦云、楚歌猶吳謳也。」とする。

『漢書』高帝紀下では、『史記』のこの文を要約して用いており、師古注では「應劭曰、楚歌者、雞鳴歌也。漢已略得其地、故楚歌者多雞鳴時歌也。師古曰、楚歌者、爲楚人之歌、猶言吳謳越吟耳。若以雞鳴爲歌曲之名、於理則可、不得云雞鳴時也。高祖令戚夫人楚舞、自爲作楚歌、豈亦雞鳴時乎」としている。遊秦が「楚歌猶吳謳也」として、歌の地域性によって楚歌を解し、それによって應劭の「雞鳴時歌」の説に反駁したのは、簡要にして明確である。師古注にはほとんど新味はなく、付加したのは、ただ戚夫人が楚舞し、高祖が楚歌したという史例によってこれを論証したことだけである。

10. 「秦始與周合、合而離、五百歲當復合、合十七年而霸王出焉。」

『史記』封禪書に「周太史儋見秦獻公曰『秦始與周合、合而離、五百歲當復合、合十七年而霸王出焉。』」とあり、これについて『索隱』には「案大顏歷評諸家、而云周平王封襄公、始列爲諸侯、是乃爲別。至昭王五十二年、西周君臣獻邑、凡五百一十六年、是爲合、此言五百年、舉全數也」とする（中華書局点校本が金陵書局本に拠って録した文字は、語意に明晰さを欠く。程金造氏が影宋黃善夫本に拠って録した文字の方が、文脈からして通りがよく、また程氏の輯するところは武英殿本中の『索隱』の文字と完全に同じである。そこで本文では程輯に拠ることとする）。

『漢書』郊祀志上では『史記』のこの文を踏襲しており、師古注では「應劭曰」として「始周孝王封非子爲附庸、邑諸秦。平王東遷洛邑、襄公以兵衛之、嘉其勳力、列爲侯伯、與周別五百載矣。昭王時、西周君自歸受罪、盡獻其邑三十六城、此復合也。」、「孟康曰」として「謂周封秦爲別、秦并周爲合。此襄王爲霸、始皇爲王也。」、「韋昭曰」として「周封秦爲始別、謂秦仲也。五百歲、謂從秦仲至孝公彊大、顯王致伯、與之親合也。」としたうえで、師古自身は「諸家之説皆非也。自非子至西周獻邑、凡六百五十三歲、自仲至顯王二十六年孝公稱伯、止有四百二十六歲、皆不合五百之數也。按『史記』秦本紀及年表、並云周平王封襄公、始列爲諸侯、於是始與諸侯通。又周本紀及吳、齊、晉、楚諸系家皆言幽王爲犬戎所殺、秦始列爲諸侯、正與此志符會、是乃爲別。至昭襄王五十二年、西周君自歸獻邑、凡五百一十六年、是爲合也。言五百者、舉其成數也。」、また「伯（霸）王者、指謂始皇。始皇初立、政在太后・嫪毐、未得稱伯（霸）。自昭王滅周後、至始皇九年誅嫪毐、止十七年。」としている。

筆者が考えるに、師古が「諸家の説、皆非也」とするのは、前人の注釈に対する否定があまりに過ぎたものである。諸家の注釈は完璧なものではないにせよ、しかしそのうちにはまた理にかなったところもある。『索隱』に「大顏歷評諸家」とあるのは、すなわち遊秦の説が應劭、孟康、韋昭三家の注釈のうちの理にかなった基礎を吸収したうえでさらに研究を進めて形成されたものであることを示しているのである。たとえば、應劭が秦と周との「合而離」を解釈して、「周孝王封非子爲附庸」を始まりとし、周平王が洛邑に東遷し、秦襄公を封じて諸侯と爲すに至って、「與周別五百載」とするのは、史実とは合致せず、その解釈を否定している。しかしながら、そこで秦昭王時に西周君が邑を獻じたのをもって秦と周がふたたび合した画期となる事件としたのは、おそらく遊秦の説のもとづくところであろう。また孟康が「襄王爲霸、始皇爲王」と解釈して、この文中の「霸王」の一語を二つに分けたのは誤りであるが、しかしそこで指摘した「周封秦爲別、秦併周爲合」は、則ちこの条の歴史記事を解釈するうえでの正確な原則を確定したものであり、問題の解決を促進するもので、ただ詳細ではないだけである。韋昭が周の顯王が伯を秦孝公に致したのを周秦がふたたび合したこととするのに至っては、画期的な事件とは見なしがたいが、そこにいう「周封秦始別、謂秦仲也」は、周が襄公を封じて諸侯としたのを周・秦が始めて別れた画期的な事件としているわけではないものの、しかし秦仲はすなわち襄公の大父であって、時期的にはそれほど遠く離れているわけでもない。遊秦はこれら「歷評諸家」することを通じて、そのうちの誤った意見を排除し、その正確な意見を吸収して、みずから「秦始與周合、合而離、五百歲當復合」についての合理的な解釈を形成したのであった。師古注と遊秦の解釈はまったく同じであり、それゆえ先謙『補注』では、洪頤煊が師古について「周始與秦國合而別、別五百載當復合、注乃顏遊秦説⁽¹⁰⁾」とするのを引くのである。ただし、師古が周太史儋の語を解釈するうちにも、また創見はあるようである。小司馬の引く遊秦の注では「合十七年霸王出焉」についての解釈をしていないが、師古注の「伯（霸）王者、指謂始皇……自昭王滅周後、至始皇九年誅嫪毐、止十七年。」はまさに史実に合致している。当然、道理から言えば、遊秦が太史儋の言葉を解釈している以上、これについてふれていないはず

はなく、あるいは小司馬が削除したものであるか、今となっては知る由もない。孟康、韋昭はこれについて述べているものの、いずれも正しい解釈には達しておらず、それゆえ師古がその功績を独り占めしているのである。

11. 「莫府」

『史記』李將軍列伝に「及出擊胡、而廣行無部伍行陳……莫府省約文書籍事。」とあり、これについて『索隱』には「大顏云」として「凡將軍謂之莫府者、蓋兵行舍於帷帳、故稱幕府。古字通用、遂作『莫』耳。『小爾雅』訓莫爲大、非也。」とする。

『漢書』李廣伝では、『史記』のこの文を踏襲しており、師古注では、「晉灼曰」として「將軍職在征行、無常處、所在爲治、故言莫府也。莫、大也。」、「或曰」として「衛青征匈奴、絕大莫、大克獲、帝就拜大將軍於幕中府、故曰莫府。莫府之名始於此也。」としたうえで、師古自身は「二説皆非也。莫府者、以軍幕爲義、古字通單用耳。軍旅無常居止、故以帳幕言之。廉頗、李牧市租皆入幕府、此則非因衛青始有其號、又莫訓大、於義乖矣。」としている。これより遊秦より以前には、「莫府」についてすでに晉灼、「或曰」の二解があったことが知られる。晉灼は「莫府」を將軍が征討で移動中の府であるとし、「莫」を「大」の意味であるとしながらも、この記事中の「莫」の本来の意味について言及しておらず、「或曰」は「莫府」を「幕中府」のこととし、また必ず大莫（漠）中にある、と述べているようでありながら、その「莫」についての解釈は「幕」と「漠」との間で揺れている。ゆえに二家の解釈はいずれも「莫府」の本来の意味とすることはできない。遊秦が「莫」を「幕」のこととし、「大」のこととするのを非として、「莫府」を軍旅が移動中の「帷帳の府」のことと解釈したのは、その本来の意味を正しくとらえたものである。よって師古のこの注もまた遊秦の解釈を踏襲したものであり、その付け足した部分は、ただ「廉頗、李牧市租皆入幕府」という史例を挙げてこれを論証した点のみである。しかも『史記』廉頗藺相如列伝を確認してみると、李牧が「市租皆輸入莫府」云々とあるものの、廉頗にはそうした記事は見られず、師古の引用は不正確である。

12. 「故刪取其要、歸正道而論之。」

「無是公言天子上林廣大、山谷水泉萬物、及子虛言楚雲夢所有甚衆、侈靡過其實、且非義理所尚、故刪取其要、歸正道而論之。」とあり、これについて『索隱』には「大顏云」として「不取其夸奢靡麗之論、唯取終篇歸於正道耳。」、「小顏云」として「刪要、非謂削除其詞、而說者謂此賦已經史家刊剗、失之也。」とする。

『漢書』司馬相如伝上は、『史記』のこの文を踏襲しており、師古注では、「言不尚其侈靡之論、但取終篇歸於正道耳。非謂削除其辭也、而說者便謂此賦已經史家刊剗、失其意矣。」としている。先謙『補注』では比較検討を行い、劉奉世の「觀傳所云、則是嘗刪其辭矣」という説を引用した後で、「『一切經音義』一引『聲類』‘刪、定也。’後漢『孔奮傳』注‘刪、定其義也。’亡是公云云、文本『史記』、言不尚其侈靡過實之辭、特定取其終篇歸於正道而論列之、非刪削之謂也。玩此賦文辭首尾完具、即所謂侈靡失實者固在、豈爲刊剗之本。劉氏以辭害意其謬甚矣。『索隱』大顏云‘不取其夸奢靡麗之論、唯取終篇歸於正道耳。’小顏云‘刪取、非謂削除其詞、而說者謂此賦已經史家刊剗、失其意也。’今併入師古注、『索隱』特存其真。昔人謂師古纂取遊秦之書、此亦其一證。」としている⁽¹¹⁾。筆者としては、先謙のこの比較検討はまことに妥当なものであり、師古のこの注がすなわち遊秦の注を合わせて成っているものであることを明らかにしており、また、師古が説明している「刪取、

「非謂削除其詞」云云は、実際には遊秦の注から得られるものであることも明らかにしており、師古が遊秦の解釈を踏襲している典型的な例を示すものである。

13. 「畎夷」

『史記』匈奴列伝に「其後百有餘歲、周西伯昌伐畎夷氏。」とあり、これについて『索隱』には「韋昭云、『春秋』以爲犬戎。按畎音犬。大顏云、即昆夷也。」とする（程氏の輯出にはこの条は含まれていないが、汲古閣『索隱』單刻本、張元濟百納本、中華書局本にはいずれもこの条があるので、取りあげて比較検討する）。

『漢書』匈奴伝上は、『史記』のこの文を踏襲しており、師古注では、「西伯昌即文王也。畎音工犬反。畎夷即畎戎也、又曰昆夷。昆字或作混、又作緹、二字並音工本反。昆、緹、畎聲相近耳。亦曰犬戎也。」としている。師古が「畎夷」を解釈して「又曰昆夷」とするのもまた、遊秦の解釈を踏襲するものである。その声訓を付し、「昆」、「緹」、「畎」の音が近くて通用し、「畎夷」、「昆夷」、「緹夷」がすなわち犬戎のことを明らかにする点については、独自の説明ではある。

14. 「北山石爲椁」

『史記』張良之列伝に「(文帝)顧謂群臣曰『嗟乎。以北山石爲椁、用紵絮斷陳、葬漆其間、豈可動哉。』左右皆曰『善。』良之前進曰『使其中有可欲者、雖錮南山猶有鄰。使其中無可欲者、雖無石椁、又何戚焉。』文帝稱善。」とあり、これについて『索隱』には「今案、大顏云、北山青石肌理密、堪爲碑椁、至今猶然。故秦本紀作阿房或作酈山石椁是也。故帝欲北山之石爲椁、取其精牢。」とする。

『漢書』張良之伝は、『史記』のこの文を踏襲しており、師古注では、「解在劉向傳。」としている。そこで劉向傳を見てみると、劉向が成帝に上疏して諫め、陵寢薄葬の制を述べたなかで良之が文帝に答えた言葉を引いており、それについて師古は「美石出京師北山、今宜州石是也、故云以北山石爲椁。」としているのである。顏氏の叔父も甥も「北山石」の解釈は一致している。ただし甥の師古が「美石」とだけ「北山石」の美点を解釈しているのは、叔父の遊秦の「北山青石肌理密、堪爲碑椁」とあること、あるいは秦が阿房宮、酈山墓を作る史実を引いて論証する正確・詳細なことには及ばない。もっとも、「北山石」の産地が宜州（今陝西耀県）にあることを明示したのは、師古注のまさるところである。

15. 「意者泰山、梁父設壇場望幸、蓋號以況榮」

『史記』司馬相如列伝に「意者泰山、梁父設壇場望幸、蓋號以況榮、上帝垂恩儲祉、將以薦成、陛下謙讓而弗發也。」とあり、これについて『集解』では「徐廣曰、以況受上天之榮爲名號。」としている。『索隱』では、「文穎曰」として「蓋、合也。言考合前代之君、揆其榮而相比况而爲號也」、「大顏云」として「蓋、語辭也。言蓋欲紀功立號、受天之況賜榮名也」とした上で、「於義爲愜。」とする。

『漢書』司馬相如伝上は、『史記』のこの文を踏襲しており、師古注では、「孟康曰」として「意者、言太山、梁父設壇場、望聖帝往封禪記號以表榮名也。」、として師古自身は「幸、臨幸也。蓋、發語辭也。」、また「上帝、天也。言垂恩於下、豫積祉福、用慶告成之禮。」としている。筆者としては、以上の諸家が解釈をくわえる帝王封禪の意味について正確に判断するには、まずもって正確なる基準を確定しておかなければならないと考える。『史記』封禪書序には「自古受命帝王、曷嘗不封

禪。蓋有無其應而用事者矣、未有睹符瑞見而不臻乎泰山者也。雖受命而功不至、至梁父矣而德不洽、洽矣而日有不暇給、是以即事用希……每世之隆、則封禪答焉、及衰而息。」とあり、張守節『正義』には「此泰山上築土爲壇以祭天、報天之功、故曰封。此泰山下小山上除地、報地之功、故曰禪。言禪者、神之也。」とする。これによるならば、泰山、梁父において天地を祭るのは古代における最高級の祭祀活動であり、ただ「受命の帝王」で、かつ「徳洽く」、功業顯赫なる者が「世の隆き」際に挙行すべきものなのである。表向きは天地が守りたすけてくれるのに報いるものではあるが、実際は天の賜う比類なき榮寵を求めるとするものである。こうした理解に基づいて、遊秦以前の三注を見てみると、徐廣の注は「以況受上天之榮爲名號」として、帝王自身の功業には言及せず、文穎注は「考合前代之君、揆其榮而相比況而爲號也」として、やや帝王の功業に言及するものの、天の況賜にはふれていないという点で、徐、文の注ともいずれも全面的なものではない。孟康が「望聖帝往封禪記號以表榮名」と解釈するのは、史実にもっとも近いであろう。「聖帝」とは、「徳洽」にして功績顯著な「受命帝王」を指すものであろうが、ただその説はいまだ透徹したものではない。遊秦注で「蓋、語辭也。言蓋欲紀功立號、受天之況賜榮名也」とするのは、文穎の「蓋、合也」という誤釈を正すとともに、またその解釈は帝王の功業に及ぶのみならず、また「天之況賜榮名」にもふれており、全面的かつ正確なもので、それゆえ小司馬は「於義爲愾」と断じたのである。師古注は「蓋、發語辭也」と、文穎の「蓋、合也」という誤釈を正すこと、遊秦と同じであるが、しかしここで封禪を解釈するのに遊秦の全面的で正確な説を引かずに、次善の説（孟康説）を選び、師古の補訂も、わずかに「天之況賜」に言及するだけである。解釈としてはまた遊秦と同じではあるが、しかし帝王の功業にふれていないという点で、遊秦の解釈のように全面的なものではない。先謙『補注』に比較検討がされており、参考となる⁽¹²⁾。

本節で挙げた八条の「師古が基本的に遊秦の義注を踏襲している事例」で、そのうちの「中大夫令勉」、「楚歌」、「莫府」の三条は史例を挙げて論証を補強するものであり、「北山石爲櫛」条は北山の石の産地について注を補う、「畎夷」条は「畎夷」の異稱について補足する、「秦始與周合、合而離」条は「合十七年而霸王出焉」についての解釈を補う、「故刪取其要、歸正道而論之」条は遊秦の注に内在していた解釈を敷衍する、「意者泰山、梁父設壇場望幸、蓋號以況榮」条は、師古は孟康注を引いて解釈を展開するも、遊秦の解釈の全面的なことには及ばない、というものであった。全体として見てみると、顏師古の論証の補足あるいは解釈の展開は、読者が史文を理解するのにより有益なものではある。ただし、指摘すべきは、師古注のうちのいくつかの補足あるいは解釈の展開は、文脈や事の道理からして、もともと遊秦注に存在していたのを、小司馬が引用する際に削ったものである可能性がきわめて大きい。そうでなければ、遊秦の注はどうしてこんなにも簡略なかたちとなっているのであろうか。たとえば「楚歌」条で、遊秦が「楚歌猶吳謳也」としているからには、どうして「高祖令戚夫人楚舞、自爲作楚歌」の事を知らなかつたことがあろうか。さらに「莫府」条で、遊秦が「莫府」を「幕府」と解釈している以上、どうして「李牧市租皆入幕府」の史例を知らぬはずがあろうか。しかしながら、これらの問題は今となってはすでに事実を確認することはできず、われわれとしてはそれが師古が注を補ったとみなすしかないのである。

三、師古が遊秦の義注を採用していない事例

師古が遊秦の義注を採用していない事例とは、師古がその当時すでに遊秦注が妥当ではないか不正確であることを知っていて、別に注釈を加えたものである。この例に属すものに、以下四条がある。

16. 「其椎少文如此」

『史記』絳侯周勃世家に「勃爲人木彊敦厚、高帝以爲可屬大事。勃不好文学、每召諸生說士、東鄉坐而責之『趣爲我語。』其椎少文如此。」とあり、これについて『索隱』には「大顔云」として「俗謂愚爲鈍椎、音直追反。」としつつも、さらに「今按椎如字讀之。謂勃召說士東向而坐、責之云『趣爲我語』、其質樸之性、以斯推之、其少文皆如此。」とする。

『漢書』司馬相如伝上は、『史記』のこの文を踏襲しており、師古注では、「椎謂樸鈍如椎也。音直推反。」としている。二顔の「椎」の解釈と音注は、一見したところ近しいものようではある。ただし子細に見てみると、師古が「椎」を「樸鈍」と解釈するのは、遊秦が「愚」と解釈したのに比べると、ややその本来の意味に近いようである。なぜなら周勃の一生の事跡を見てみると、実際にはそれを「愚」とすることはできないのであり、小司馬が「椎」を「質樸」と解釈するのがより史実に合致しているからである。

17. 駕賣武功爵值

『史記』平準書に「請置賞官、命曰武功爵、級十七萬、凡直三十餘萬金。」とあり、これについて『索隱』には「大顔云」として「一金、萬錢也。計十一級、級十七萬、合百八十七萬金。」としつつも、さらに「而此云『三十余萬金』、其數必有誤者。」とする。

『漢書』食貨志下は、『史記』のこの文を踏襲しており、師古注では、「此下云級十七萬、凡直三十餘萬金、今瓚所引『茂陵中書』止於十一級、則計數不足、與本文乖矣。或者『茂陵書』説之不盡也。」としている。筆者の見るところでは、二顔の注はいずれも妥当性に欠けるようである。遊秦は一金が萬錢に当たることを知っていたのであるから、武功爵が十一級で、級ごとに十七萬であるから、すなわち百八十七萬であるはずなのに、どうして「合百八十七萬金」となるのであろうか。師古は遊秦の解釈が正しくないことを知りながらも、しかし瓚引の『茂陵中書』の武功爵が「止於十一級」とあるのを「計數不足」と疑うのは、また根拠がなく、それゆえに正確な解釈を得ることができなかつたのである。先謙『補注』に比較検討をしており、かれは二顔の説に賛同せず、胡三省の説で解釈している。すなわち「級十七萬者、賣爵一級爲錢十七萬、至二級則三十四萬矣、自此以上每級加增。王莽時黃金一斤直錢萬、以此推之、則三十萬金爲錢三十餘萬萬矣。此當時鬻武功爵所直之數也。」であり、先謙も「胡説是。」とするのである⁽¹⁹⁾。筆者としては、二顔の注がいずれも細かく売爵の級數を計算して算出するのは、方法を誤っており、「三十余萬金」とは司馬遷が當時武功爵を売り出した総額であることを知らないのである。ゆえに先謙は胡三省の説を事理にかない従うべきものとしたのである。

18. 「榻布」

『史記』貨殖列伝に「榻布皮革千石。」とあり、『集解』では「徐廣曰」として「榻、音吐合反。」、「駟案」として「『漢書音義』曰、榻布、白疊也。」とする。『索隱』には「荅布。注音吐合反、大顔音吐盍反。案以爲麤厚之布、與皮革同以石爲稱、非白疊布也。」(程氏の輯出にはこの条は含まれていないが、汲古閣『索隱』單刻本、中華書局本にはいずれもこの条があるので、取りあげて比較検討する。)としている。

『漢書』食貨志下は、『史記』のこの文を踏襲しているが、ただ「榻布」は「荅布」となっており、今本『史記』と異なっている。師古注では、「孟康曰」として「荅布、白疊也。」とした上で、師古

自身は「麤厚之布也、其價賤、故與皮革同其量耳、非白疊也。荅者、厚重之貌、而讀者妄爲榻音、非也。」としている。これによると、魏晉から唐代にかけて、『史記』、『漢書』及び諸家注に引く本条の記事にはすでにあるいは「榻布」、あるいは「荅布」とする異文が出現していたことがわかる。もっとも、この問題は解決困難なものでもない。『漢書』貨殖伝のこの部分の記事は『史記』から流用しており、孟康と師古の注が拠っている『漢書』の底本がいずれも「荅布」にしており、司馬貞『索隱』もまた「荅布」としているのであるから、『史記』でもともと「荅布」としていたことは、疑いない。魏晉時代より『史記』、『漢書』のある抄本で始めて「荅布」を誤って「榻布」にしたのである（徐廣注は字は誤っているが、音はなお誤っていない）。その後、司馬貞、張守節が「荅布」に注をつけた時もみな師古の説により、また荅布は白疊ではないことを論じている。『索隱』では荅布を「以爲粗厚之布、與皮革同以石而稱、非白疊布也。」とするが、また『吳錄』を引いて「有九真郡布、名爲白疊。」とする。『正義』では「顏師古曰『麤厚之布也。其價賤、故與皮革同重耳、非白疊也。荅者、厚重之貌也。』案白疊、木綿所織、非中國有也。」としている。ゆえに、師古の拠る所の記事および注釈は、いずれも正しい⁽¹⁴⁾。『索隱』が引く遊秦注は、わずかに音の説明があるだけで意味の解釈はしていない。筆者の見るところ、『辭源』に「荅、ba、都合切、入、合韻、端。」、「榻、ta、吐盍切、入、盍韻、透。」とあることから、遊秦注の「音吐盍反」とは、明らかに「榻」字の音の説明であり、したがって遊秦が某『漢書』抄本の誤字に拠って注を施したこと、師古のこの注は遊秦より一段すぐれていることが知られるのである。師古が「讀者妄爲榻音、非也」とするのは、遊秦のことを指しているのであろうか。

19. 『漢書音義』（の一）の作者の考察

裴駟『史記集解序』には、「又都無姓名者、但云『漢書音義』。」とあり、『正義』（『索隱』とすべき。後詳）では、これについて「『漢書音義』中有全無姓名者、裴氏注『史記』直云『漢書音義』。案大顔以爲無名義、今有六卷、題云孟康、或云服虔、蓋後所加、皆非其實、未詳指歸也。」（遊秦のこの記事の佚文が誤って『正義』に入ってしまったため、程氏の『史記索隱引書考實』では輯錄されていない）としている。

遊秦が『漢書決疑』を書いたとき、師古が『漢書注』を作った時と同じく、著作意図と引用文献について述べた一篇の『敘例』があったはずである。遊秦がここで六巻本『漢書音義』の作者について論じている佚文は、あるいはその『漢書決疑』敘例からのものであろう。その書が「題云孟康、或云服虔、蓋後所加」とあっても、確証がないために、遊秦は「存疑」という慎重な態度をとっているのである。『隋書』經籍志を検してみると、服虔『漢書音訓』一巻があり、孟康『漢書音』九巻は、梁代には存していたが、隋には佚している。『舊唐書』經籍志には服虔『漢書音訓』一巻、孟康『漢書音義』九巻がある。洪頤煊の考證によると、服虔の書も『漢書音義』と称すべきものであった⁽¹⁵⁾。しかし孟、服二書と遊秦の見た書の巻数はいずれも合わないのであり、遊秦が「存疑」としたのも理由のあったことを示している。師古の『敘例』には二種類の作者がある『音義』を著録して、「『漢書』舊無注解、唯服虔、應劭等各爲音義、自別施行。」とする。服虔『音義』は遊秦の見た書の巻数と合致しないこと前述の通りであり、『隋書』經籍志に著録する應劭『漢書集解音義』二十四巻も、また遊秦の見た書とは合わない。かつ師古の『敘例』では引用文献の作者を列挙することに重点が置かれていて、多くは書名を挙げず、みな巻数を挙げていないこと、遊秦の場合とは異なっている。なお、ここでもう一点述べておかなければならないのは、中華書局点校本『史記』では遊秦のこの記事の佚文を、『正義』に入れているが（百衲本『史記』もまた同じ）、これについては非常に疑わしいのである。『史記』三家注を見てみると、『正義』ではこの記事以外に、顏遊秦を大

顔と称して引用したりはしていない。遊秦を称して「大顔」、師古を「小顔」とするのは、小司馬がはじめたことである。これにより、筆者は遊秦のこの記事の佚文がもともと『索隱』の注文であり、のちに転々として伝抄あるいは翻刻されてゆくなかで、誤って『正義』に入れられてしまったものと考える。張照『史記序考證』に「『集解』之文、混入『索隱』、『索隱』之文、混入『正義』、又『正義』之文、十缺四五、顛倒錯亂、不可枚舉。⁽¹⁶⁾」とするが、この例もあるいは『索隱』の文が『正義』に混入した一證であるかもしれない。

上述の四条の「師古が遊秦の義注を採用していない事例」のうち、「榻布」条は師古注が正しく、「其椎少文如此」条は二顔注いずれも不正確で、小司馬の解釈が正しい。「釈賣武功爵值」条は、二顔注はいずれも妥当性に欠け、胡三省の解釈を正解とすべきである。『漢書音義』(の一)の作者の考察は、史料の欠乏により、二顔注とも事実を明らかにしえず、現在でもまだ不明のままである。

以上を総合するに、本文で挙げた十九条の二顔注の比較検討において、師古が完全に遊秦の義注を踏襲しているのと、師古が基本的に遊秦の義注を踏襲している事例は十五条の多きにのぼるのであり、現在見られる遊秦『漢書決疑』佚文の八十パーセントを占める。したがって、古人が「師古が遊秦の書を篡取した」とするのも、故なき非難ではないのである。

注

- (1) 『新唐書』顔師古、中華書局 1975 年 2 月第 1 版、第 5642 頁。
- (2) 方詩銘、周殿傑校点本『廿二史考異』(附錄『三史拾遺』)、上海古籍出版社、2004 年 4 月第 1 版、第 1382 頁。
- (3) 王鳴盛『十七史商榷』卷七「漢書敘例」、商務印書館 1959 年 3 月重印第 1 版、第 54 頁。
- (4) 王先謙序例、書目文獻出版社 1995 年 7 月第 1 版。
- (5) 程金造『史記索隱引書考實』、中華書局 1998 年 10 月第 1 版、第 455-457 頁。
- (6) 王先謙『漢書補注』卷五十四、書目文獻出版社 1995 年 7 月第 1 版、第 1120 頁。
- (7) 王先謙『漢書補注』卷九十一、書目文獻出版社 1995 年 7 月第 1 版、第 1549 頁。
- (8) 王先謙『漢書補注』卷五十一、書目文獻出版社 1995 年 7 月第 1 版、第 1085 頁。
- (9) 楊樹達『漢書窺管』卷一、上海古籍出版社 1984 年第 1 版、第 44 頁。
- (10) 王先謙『漢書補注』序例引洪頤煊『讀書叢錄』。
- (11) 王先謙『漢書補注』卷五十七、書目文獻出版社 1995 年 7 月第 1 版、第 1174 頁。
- (12) 王先謙『漢書補注』卷五十七下、書目文獻出版社 1995 年 7 月第 1 版、第 1186 頁。
- (13) 王先謙『漢書補注』卷二十四下、書目文獻出版社 1995 年 7 月第 1 版、第 501-502 頁。
- (14) 梁玉繩もまたその通りであるとして「『榻』乃『苔』之訛」としている。『史記志疑』卷三十五、中華書局 1981 年 4 月第 1 版、第 1461 頁参照。
- (15) 洪頤煊『讀書叢錄』卷十九。
- (16) 張照『史記序考證』、武英殿本『史記』卷首に見える。中華書局影印本 1998 年 1 月第 1 版、第 5 頁。

附 記

王鑫義先生は 1943 年、安徽省の生まれで、安徽大学歴史系の教授、前主任である。専門は中国の秦漢史であり、文献学から当時の社会や思想を研究している。今回、高知大学と安徽大学の交流協定に基づき、平成 18 年 5 月 31 日から 6 月 7 日までの約 1 週間、高知大学を訪問した。本稿はその時に高知大学で講演した論文の 1 つである。原題は「顔遊秦《漢書決疑》佚文與顔師古《漢書注》」

比義」であり、翻訳は人文学部の大槻敦弘先生が、要約および附記などの最終チェックは遠藤が担当した。当日の講演ならびに翻訳に際しては、文部科学省科学研究費特定領域研究「東アジアの海域交流と日本伝統文化の形成」日記班（代表：遠藤隆俊）、四国海交班（代表：津野倫明）の援助をいただいている。

平成18年（2006）11月30日受理